

議案第 7 5 号

京丹後市医師・看護師等就業支度金条例の制定について

京丹後市医師・看護師等就業支度金条例を別記のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

新たに市立病院等へ常勤医師として就業する者並びに常勤の看護師及び助産師として市立病院に勤務する者に対し、就業に伴う経済的負担を軽減するため就業支度金を貸与し、一定の条件を満たした場合に返還を免除する制度を創設するものである。

(別記)

京丹後市医師・看護師等就業支度金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市立病院等（京丹後市立弥栄病院及び京丹後市立久美浜病院（以下「市立病院」という。）並びに京丹後市国民健康保険直営診療所をいう。以下同じ。）において緊急的に確保が必要な医師及び確保が課題となっている看護師等（看護師及び助産師をいう。以下同じ。）の充足に資するため、市立病院等において新たに常勤の医師及び看護師等として業務に従事する者に対し、就業準備のための支度金（以下「就業支度金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、予算の範囲内において、無利息で規則に定める額の就業支度金を貸与することができる。ただし、この条例による就業支度金又は市の奨学金等を貸与されたことがある者は対象者としない。

(1) 市立病院等において医師の業務に従事しようとする者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 医師の免許を有する者であること

イ 新たに市立病院等の常勤の医師として勤務する者であること

ウ 申請日から起算して過去1年以内に、市内に居住しておらず、かつ、市内の医療機関等に医師として勤務していない者であること

(2) 市立病院において看護師等の業務に従事しようとする者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 看護師等の免許を有する者であること

イ 新たに市立病院の常勤の看護師等として勤務する者であること

ウ 申請日から起算して過去1年以内に、市内に居住しておらず、かつ、京都府保健医療計画で二次医療圏として設定されている丹後医療圏内の医療機関等に看護師等として勤務していないものであること

(返還の免除)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、就業支度金の全部の返還を免除するものとする。

(1) 常勤の医師又は看護師等として3年以上の期間勤務した場合

(2) 就業支度金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなった場合

2 疾病、負傷その他規則で定める事由により医師の業務に従事できなかった期間がある場合の前項の期間の計算方法については、規則で定める。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、就業支度金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 被貸与者が、死亡又は心身の著しい障害により、就業支度金を返還することができなくなった場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合

(遅延利息)

第4条 市長は、被貸与者が、正当な理由がなく就業支度金の返還を行うべき日までに返還すべき当該就業支度金の返還を行わなかったときは、当該就業支度金の額に、当該就業支度金の返還を行うべき日の翌日から当該就業支度金返還した日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算して得た金額に相当する遅延利息の額を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 6 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第75号
京丹後市医師・看護師等就業支度金条例の制定につ
いて

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》		《市民参加の状況》						
新たに市立病院等へ常勤医師、看護師及び助産師として就業する者に対し、就業支度金を無利子で貸与し、一定期間勤務することで、その返還を免除する制度を創設する。就業に伴う経済的負担を軽減することで、医療人材を積極的に誘致し、確保に繋げる条例を制定する。 ○就業支度金 医 師：緊急的に確保が必要な診療科医師 1,000万円 専門医 500万円 その他の医師 300万円 看護師： 150万円 ○返還免除 3年以上の期間市立病院等従事		有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）						
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	
		29,000						29,000
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》						
当市において、医師をはじめとする医療従事者の不足は地域医療体制を維持する上での喫緊の課題である。現在、修学資金貸与等の支援を行っているが、人材確保は依然として極めて困難な状況にある。 このため、新たな医師、看護師の確保に向けた制度を策定することで、市民が安心して必要な医療を受けられる、持続可能な医療提供体制の確保を図る。		○本制度による就業支度金の貸与により、市立病院で勤務するための動機づけとなり、緊急的な人材確保に繋がることが期待できる。 ○市立病院等において、常勤医師及び看護師等として3年間勤務した場合は、就業支度金の返還を免除する規定を設けることで、人材の長期間の定着を促し、安定的かつ継続的な医療従事者の確保に期待できる。						
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》						
R8.3.31 令和8年度市町村による医師確保対策支援モデル事業の京丹後市選定の通知 R8.4.21 先進地視察 R8.5.26 例規審査委員会		まちづくり27の施策 5 持続可能な地域医療体制の充実						
《政策等の実施時期》 公布の日から施行する。		○その他の計画(該当する場合のみ)						
		計画名称						
		策定年度						
		計画期間						
		担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）		
		医療部		医療政策課		有・無		